

令和6年度 第4回 日進市子ども施策推進委員会 議事録要旨

日時：令和7年3月24日（月）午後2時から午後3時43分まで

場所：日進市役所本庁舎4階 第3会議室

出席委員：伊藤 龍仁（委員長）、渡辺 桜（副委員長）、南 千景、
蛭牟田 弘樹、吉川 香織、早川 真理、熊谷 豊、黒田 麻衣子、
牛田 由美子、田島 リカ

欠席委員：石橋 晃 衣川 友紀

事務局：健康こども部 棚瀬 浩三（部長）、小濱 光育（次長）
子育て支援課 鈴木 敦詞（課長）、村瀬 立子（主幹）、
小出 佐和子（課長補佐）、伊藤 俊輔（係長）
こども課 安彦 直美（主幹）
健康課 小川 まゆみ（主幹）

傍聴可否：可

傍聴有無：有（5人）

<次第>

1 あいさつ

2 議題

（1）第三期日進市子ども・子育て支援事業計画について

（2）こども・若者からの意見聴取の指針（案）について

（3）第二期日進市子ども・子育て支援事業計画の推進について

ア 令和7年度保育園等利用申込状況について

イ 令和7年度放課後児童クラブ等の申込状況について 3 その他

3 その他

<議事録要旨>

1 健康こども部長あいさつ

2 議題

(1) 第三期日進市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント(案)について

【委員長】まず議題1 第三期日進市子ども・子育て支援事業計画について事務局より説明をお願いします。

【事務局】《 議題1 説明 》

【委員長】ありがとうございました。

まず、計画案について、ということでした。ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見等がございましたら発言をお願いします。

【委員】こども向けの概要版の表紙のイラストについて、女の子がピンクのスカート、男の子が青い服、性別によって固定されているイメージがだいぶ使われていると思うので、もうちょっと色、スカート、ズボンのバランスを考えられる方が市の条例遵守のかなと思うのが1つ。あと、表紙の絵だけ見ると、こども向けというか幼児向けのイメージが強いと思うので、幼児向けだなど見られないような表紙にされた方がより広く見てもらえるのではないかなと思いました。

【委員長】はい、ありがとうございました。

デザイン、色合いをご検討いただく感じでよろしいですか。

【事務局】検討させていただきます。

【委員長】その他にいかがでしょうか。

【委員】こども向け概要版について、我々大人がこれを読んだこどもたちに何を伝えたいのかというポイントのところと、これは大体何歳ぐらいのお子さんを対象にしたパンフレットになっているのかというところの2点です。より大事なものは、何を伝えたいのかというところですが、たぶんそこを表現するのが『どんなまちを目指すの?』という、ここの部分になるのかなと思います。

僕は、どうしても障がい福祉の視点から見てしまう癖があっけないのですが、一般のこどもたちも障がいを持ったこどもたちも、今一番大切にしないといけないのが意思決定支援の取組が非常に重視されておりまして、障がいを持ったこどもの意思表明権を大切に支援していこうという流れになりつつあります。

そうした時代背景の中で、こどもの意見をしっかりと聞くことが重視されているという事を踏まえると、このパンフレットを通してこのようなこどもたちが、「僕たちは、私たちは、ちゃんと意見を言っているんだ」「大人に思ったことを伝えていいんだ」ということをこれを読んだこどもたちが感じてほしいなということ、でもわからないことや困ったことがあったときには、どこに、誰に相談したらいいのかというところがもしあれば、きっとこれを読んだこどもたちが少し安心感を持ってこれから生活していけるのではないかなと思います。

やはり、この子ども・子育て支援事業計画をそのまま転記して載せても、こどもにはたぶん何も伝わらないです。やはり、内容的には難しいです。だから、わからない時には聞ける、自分が思ったことをちゃんと言っていい、というところの2点をしっかり伝えられるものに。もし、「じゃあ、具体的にどうしたら…」って言ったら、僕はプロじゃないものですから、書き方まではちょっと言えないですけど、そこを入れていただけるように。今からできるかどうかわからないですけども、そういうものにできたらいいのかなというのが私の希望です。

【委員長】はい、ありがとうございます。

非常に重要な指摘だと思います。

市役所の電話番号が後ろに出ていますが、「意見がある子・人は、こちらにいつでも匿名でご連絡ください、ご意見ください」というようなものを、例えば、ここでもいいですが、中学生ぐらいならメールとか、そういうのも使えるかもしれない。アドレスだとか、場合によっては市役所に連絡したくない人は、委員会宛てでもいいかもしれないですね。こどもが安心して、少しでも話しやすいような、意見を出しやすいようなところが必要ですね。ぜひ、そこは改善していきたいなと思いますし、そもそもご指摘も今ございましたが、これで伝わるのかというところは皆さんいかがでしょうか。

今、こども向けの所に結構焦点化されていますので、まずその辺りからいかがでしょうか。

例えば、年齢別でももう少し上の子を対象としたものも用意した方がいいのかとか。

大事なことがここに書かれていますよね。これは、まず『子ども・子育て支援事業計画ってなに？』というところで、『日進市は、こどもたちやそのお父さん、お母さんの暮らしを支えるため』ということでこういう計画を作ったということが書いてあるわけです。お父さんやお母さんのことは本当に確かに考えて作られていますけれども、本当にこどもたちのために、の部分がどの程度なのかなというところが僕も委員長の立場か

らもかなり心配になるところで、こどもの意見を汲み取ったというところは、第二期計画までとは変わったところかなと思いますが、その反映のさせ方がまだまだ不十分だと思いますし、分析も含めて、本当にこどもたちのためになっているのかというところが、まず1つ気になったところです。

もう1つが、ここの『いつまでの計画なの?』の後、最後の方に『実際に必要なことと違っていたら、市はその計画を途中で見直して、もっと良くするために考え直します』と。これは大事な約束ですよ。もちろんその通りやらなきゃいけないですけども、こどもたちにこうやって言ったからには、僕も真剣にやらないと嘘つきになってしまいますから、やはり行政もこの委員会も腹を括って、本当にためになっているのかというところを見直しつつやっていくという姿勢だと思いますよね。

皆さんいかがでしょうか。

【委員】子ども条例自体を概要版に載せるとかはしないのだろうかという。少しでも多くのこどもに知ってほしいという意味では、しつこいくらいにいろいろなところに貼っておけばいいと思います。

【委員長】子ども条例という話がありましたが、『子どもの権利として意見表明権があるよ』『意見を述べることができるんだ』ということを載せましょう。

その他どうでしょうか。

【委員】一番最初の『子ども・子育て支援事業計画ってなに?』のところで、『日進市は、こどもたちやそのお父さん、お母さんのくらしを支えるため』とありますが、『こども』と『お父さん』『お母さん』と限定されている感じがすごくして、日進市も青葉学園があったりしますし、里親のお子さんもいるし、いろいろなおさんがいると思うので、そういう子たちがこれを読んだときに、自分は当てはまらないなという感じがしないように、せっかく他のところでも『すべてのこどもたち』という文言を使っているので、『すべてのこどもたちの健やかな成長のためにいろいろな取組をしています』が、もう少しいろいろなこどもに対して日進市は配慮して、育てているのがお父さん・お母さんだけじゃなくて、おばあちゃんだったりすることもありますし。なので、『こどもを育てている人すべて』『すべてのこども』『こどもを育てている人すべて』というニュアンスが伝わる文言に変えていただけると嬉しいなと思います。

【委員長】はい、ありがとうございます。

私も大賛成です。ぜひ。多様なご家庭もあるし、社会的養護の中にあるこどもたちもいるということを踏まえて、こうした表記・文言については慎重に。また、『すべての

こどもたちの幸せを願っているんだ』というところを考えて書きましょう、ということですね。よろしくお願ひしたいと思います。

あといかがでしょうか。はい、お願ひします。

【委員】こどもの概要版に、高校生に意見を聞かれているのなら、高校生に対する施策ってどこになるのかというのがなかなか難しいなという。事業計画の中でどこが対応しているのかなというところ。

『相談するところはどこですか』って聞いているにもかかわらず、どこだっけとってしまったところがあります。アンケートをしたけれども、計画の中のどこに反映されているのかというのがご説明いただければありがたいなと思います。

【委員長】はい、ありがとうございます。

委員のご指摘の部分は、実はパブコメの中にも「幼児向けの施策ばかりじゃないか」というご指摘、これはかなり鋭いご指摘だと思います。小学生になった時点でも、相談先がわからなくなる。ましてや、中学生・高校生。特に居場所づくりというところのご指摘にも繋がるかと思ひますので、その辺りについてはいかがでしょうか。

【委員】相談先だけではなくて、事業計画の中に「高校生を対象とした事業はどれだっけ」と聞かれても、私が説明できないと今思ってしまった。

【事務局】こどもの居場所づくりについてというところで、小学校・中学校・高校生ともに『ここにいたいと感じる場所はどこですか』というところについて、そういったお子さんの大半が『自分の家』としているけれども、そのような場所は『特にない』と回答しているお子さんもいるということから、具体的ではありませんが、『新しい居場所の創出が必要だ』ということはこの計画には入れさせていただきます。

【委員】私自身は、高校生も含めた若者の支援が必要だと思うし、国もそう言っていますし、できればこういうことを考えていって、実際の何か施策ができたらいいなと思ひているところなので、今後、せつかくアンケートを取られたので、何か反映できるといいなと思ひています。

【委員長】この第三期計画の課題の1つですよ。ですから、こどもの居場所って言った時に、まだ今、従来の居場所づくりの事業というのがありますけれども、実はそういうことだけでもないですよ。まだ、十分に検討がなされていないというところもあつて。実は、この土日、私、九州の方へ行った時に、土曜日に熊本空港からずつと延岡まで車で移動しながら、最近自分の研究の一環でこどもの観察をしていますので、路上でこどもたちがどんな表情をしているのかなというのを楽しみにして走りました。とこ

ろが、延岡市内に入るまで笑顔はゼロでした。かなりの長距離ですよ。これは僕もかなり衝撃的で、普段はあまり気にしていませんけれども、そんな状況で。これは少子化の1つの事例だと思うのですが、分析したときに、1つやはり特にそうした中山間地域におけるこどもの町、その地域におけるこどもの居場所の整備状況というのがやはり不十分なんじゃないかというところも出てきました。

ですから、実は屋内の居場所に限らず、屋外の居場所を町中にどう設定していくのか。そこも含めて、この居場所ってかなり多様に検討していく必要があると思いますし、日進市でも子どもたちがいるエリアというのはかなり限定していると思います。特定の公園だとか、学童があるところとか、密集してはいるけれど、もう本来は町中にランドムにこどもの姿がある程度やはり確認できるような状況が、当たり前になれば普通でできた方がいいと思います。だから、ちょっとここは次の計画に向けて、皆さんとまた検討していけたらいいかなという個人的にも思いましたので。ぜひ、また検討課題にしていきたいなというところです。アンケートの意見がはたしてどこに反映されているのかというところは、どうでしょうか。

【事務局】 先回の子どもアンケートの資料の時に、少し示させていただいたかと思うのですが、『好きな場所』というのを聞いておりますので、それを『基本目標1-3』に関連で、第2章の『現況分析』に入れたりとか、本当に少しずつの反映にはなっておりますけれども、あとは今後の子ども計画の策定の折に課題としてというところとなっております。

【委員長】 はい。ありがとうございます。

委員がご指摘の通り、年齢の高いこどもの意見は、施策にほとんど反映されてはいない状況だということですよ。であれば、正直にそれも書いて、『貴重なこうした意見は、今後の子ども計画や次期計画に反映できるようにしていきます』というようなところも示す必要がありませんか。

【事務局】 ご意見として今賜りましたので、一番最後のページの『アンケートにご協力いただきましてありがとうございました』というお礼を載せていますけれども、そこに一文つけようと思うんですがいかがでしょうか。

【委員長】 私個人としては、やはり、できていないことは「できていないんだ」と正直に言った方がいいと思います。今回は間に合わなかった部分がありますよね。やはり、初めての試みでもあると思いますので。でも、これはどこかでできるだけ早くこの施策に反映していけるようにしていく必要があると思いますので。やはり、子どもたちに正直

であるべきだと思います。大人は偉そうなことを普段言っているけれど、この程度なんだというところもちゃんと見せていいと思います、僕は。いかがでしょうか。

【事務局】 こどもの概要版の中で、ここで活かせなかったことも含めて書き方も検討させていただけたらと思います。

【委員長】 はい。ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

その他いかがでしょうか。

【委員】 計画の中で『令和5年度実績』のところに数値が記入してあるところと、『実施』とのみ記入してあるところとまちまちですが、『実施』というとな何を実施したのかが全然わからないなという思いがあったのと、それから、52ページの『子どもの権利擁護委員の設置』という事業名がありますけれども、『設置』という事業名に対して、『啓発』とそれから『周知を図ります』という内容になっていますけれども。他のところの事業は全部、『設置』と書いてある事業名のところは『設置します』ということになっていて、実際に令和5年度の実績があつたりなかつたりですけれども、内容としては『設置します』という内容ですが、ここは『設置』という事業名ではありませんけれども、『条例の啓発とともに、権利擁護委員の制度についての周知を図ります』という、ちょっと事業名と内容が不具合というか・感じがしたのですが、何か理由があるのでしょうか。

【事務局】 子どもの権利擁護委員につきましては、条例に基づきまして配置しているところでございます。ただ、課題として制度の周知がしっかりとできていないというところがありますので、内容としましては、今、実施はしているところですが、よりこの制度を活用していただけるように周知をしているという内容になっているところです。

【委員長】 子どもの権利擁護委員を務めさせていただいている私の立場からしても、昨年度は全然なかったです。しかし、本当にこどもの権利侵害が無いから相談が無いというふうには捉えない方がいいと思います。そもそも、こどもの権利ということ自体にまず大人が関心がないですし、ここはやはりもっと周知をしなきゃいけないと思います。こども自身の権利があるということをこの委員会でも何度か議論した内容だと思いが、やはり具体化というのが非常に重要なことというふうに私も思います。

【委員】 委員長がおっしゃられたようにこどもの権利を学習していくという機会を学校もやはり設けないといけないかなということを感じております。自分も機会があつて違う市町がどんなふうに進めているかということを学ぶ機会をいただきました。やはりそういったところを見てきても、学習するということはとても大切です。やはり知ら

ないと何ともならないという部分があるので。これは学校現場も変えていかないといけない部分かなと思うのですが、そういう機会を設け、やはり子どもたちが、自分に対してどんな権利があるのか、そんなことを学ぶという機会を設けることが大事かなと私は思っています。

【委員長】ありがとうございます。

その他、何でも結構ですのでいかがでしょうか。

【委員】子ども向け概要版と大人向けの概要版について、もっと詳しく知りたい時に詳細版のページを入れておくとわかるかなと思います。

【委員長】はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

【委員】今更こんなことを申し上げるのは本当に大変恐縮ですけれども、余りにもたくさんの方が並べてあって、かなりわかりにくいのかな。例えばですけれど、こういうふうに事業名が多い項目に関しては、年齢で何か少しカテゴリーを分けて記載するとか。何かしらちょっと工夫することでもう少し見やすくなれないかなというのを感じたということです。

【委員長】ありがとうございます。

この辺の見せ方とか、計画の記載方法というのは、これは国から示される決まった形態というのはあるのですか。

【事務局】今おっしゃられたところについては特に決まりはありません。

【委員長】 そうすると、今、委員からのご指摘というのは、おそらくこの障がいを持った子どもさんへの施策に限らず、全体に関係した課題としてですよ。残された期間で可能なのでしょうか。

【事務局】今後次期計画への宿題とさせていただけたらと思います。

【委員長】はい、ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

【委員】私自身これ自体を保育園で見たことがないというのが印象で、周知をしているのでしょうか。私がアンテナを張っていないだけなのかちょっとわかりませんが、この委員会に来て初めてこういうものがあるということを知ったというのが正直な意見なのですが、いかがでしょうか。

【委員長】いかがでしょうか。

【事務局】今までは、ホームページ、広報で周知していましたが、また掲示するなり何か広く伝わるように考えていきたいと思っております。

【委員長】今後の検証の1つとして、どの程度周知されているのか。市民の皆さんや子どもたちのところに届いているのかということも、たぶん必要になってくるのかなという気がしました。

ありがとうございました。

【委員】当事者に伝わっていないという問題ですけれども、伝える側と受け取る側の双方の努力が必要だと私は思っていて、市役所の方ができるところ範囲やはり決まっていると思います。あとは、届けたい相手に興味を持ってもらう。もう少し親しみやすく告知するということはできると思います。

この計画は市役所の方のための書類だなという感じになっていて、事業計画なので私はそれはそうなるだろうなという気はしてはいるのですけれども、どちらも努力が必要だと思っているので、これはこれとしてあっていいと思いますが、概要版というものを作るのでしたら、こちらをもう少し何かこう優しい感じにするといいかもしれません。

【委員長】はい、でもわかりますよ。やはり、事業の計画をきちんと一覧としてまとめていく本当の計画書と、それから市民の皆さんに、子どもたちにも、それを伝えるためのツールとを分けて考えた方がいいというそういう話ですよ。それが両方必要だということですよ。

【委員】そういうことです。

パブリックコメントの中にもご意見の中にあっただのですが、「パブリックコメントを出すタイミングがあまりにも遅い」という意見がやはりあって、「これを今出して、私たちの意見がどうやって反映されるの」という、「すごく疑問だ」という意見もあって、で、実際集まった数が5人だけ。やはりちょっと寂しい。これで市民の意見をちゃんと拾えたかって、拾えたというふうにはなかなか言えないのではないかと思います。

こういう事業計画の作り方だったり、市民の声の拾い方みたいなことは、ちょっと1回考え直すタイミングがあってもいいかなという気はします。

【委員長】はい、ありがとうございます。

次期計画にそれをどう反映していったらいいかということに繋がると思いますが、どうぞ皆さんも実際の形として今から変えるというのは無理があるかもしれませんが、そういうことに限らず、ご意見やご感想等ありましたらぜひお願いしたいと思います。

【副委員長】すみません。今までのお話を聞いていて、ちょっと私からは大きく2つお話がしたいと思います。

これまでも、この委員会で議論があったかと思いますが、やはり周知の仕方の場所と方法は、しっかり検討していかないとずっと変わらないのかなと思います。これは他の自治体でもそうですけれども、「ホームページで見せています」「広報で知らせています」って言っても、なかなかホームページを見ない。私はみよし市民ですが、ホームページって何かがないと見ることはないの、やはり皆さんがキャッチしやすい動きがあるとか、声に乗るとか、イラストで伝えやすくとか、4コマ漫画とか、なんかその辺の意見はもしかしたら募集してもいいのかもしれないですね。ここでのアイデアも限界があるので、どうやったら知ってもらえるだろうという。今、デザイナーって言うていただいたのですが、そういういろんな専門家の方とか、SNSに強い若者とか、大学生の意見を拾うとか、そういう仕方でも周知の仕方、場所、方法というのが、検討の余地は今後十分あるのかなというふうに思いました。

あともう1つが、こども向け概要版、『誰にも相談したくない』というのは、ちょっと重く受けとめなくてはいけないだろうなと思います。電話番号、先ほど最後に書いてあるからという、たぶん電話はハードルが高いと思うので、何か公のSNSみたいなもののQRコードとかがここに貼り付けてあると、相談したい場合にはこうこうこういうところでここというふうにしないと、この4ページの下にある『SNSを活用した相談』って、もしかすると、本当に不特定のちょっと怖い大人が悪いことを考えながら、ということも十分考えられる。特殊詐欺に巻き込まれるとかいろんなことがあるので、このあたりもちょっと安心できる場所がこういうところにあって、それで匿名性が保障されるよというところもとっても重要で、そういうQRコードがこのこども向け概要版のところに入るだけでも大きいのかなという気はしました。

【委員長】はい、ありがとうございました。

貴重なご意見ですので、ぜひちょっとご検討いただいて、お願いしたいなと思います。

委員長の立場で、これまでの策定に携わらせていただいて、振り返ると、やはりこの計画というのがもともと、ニーズ量、計画の基礎資料とか、枠組みみたいなところが、人口推移だとか、それから例えば保育のニーズ量とか、それを踏まえてどれだけの数を、またその受け皿を、サービスを整えていくのかという、こういう計画ですよね。だからこれは本当に量的な、数的な、そういう計画で、やはりその限界というのが非常

に大きい。絶えず皆さんからもご意見をいただいたのは、「中身の議論に繋がっていないんじゃないか」「これは本当にこどものために、親のためにはなるのかもしれないけれど、本当にそれがこどものためになっているのかというところはわかんないよね」という、こういうところでの計画策定だったと思います。ですから、そういった限界を今回確認できたのも1つ前進として捉えて、次期計画「これがうまくいかなかったら見直します」とこどもにも約束するわけですから。次の計画は、確かにこども家庭庁から一定のマニュアルといいますか、「こうやって策定しなさい」という指示は来るかもしれない。だけれど、本当にこどものために出すのであれば、やはりそこから日進市としてもう一步先に進んで、ただ「こどもの意見を聞きました」ではない、実質的にこどもが喜ぶような、本当にこどもが元気になるような、笑顔になるような施策にしていきたいですね。そういう基準なりを、日進市なりに指標を考えていく時期に来ているかなというふうに私は思いました。ぜひ、今回は本当にここまでで、この委員会としても限界だったということも自覚しつつ、次期計画の策定につなげていかないといけないのだろうなど。見直しと、策定につなげていく必要があるかな、というふうに思いました。

そんなところで、一定のかなり大きな限界がある中での計画策定だということを実感した、特にこの1年だったかなというふうに私は思います。

そうしましたら、意見が出尽くしたということで、時間的な制約もある中で、何点か修正してくださいという、こういうお願いも今日出たところです。期間も残り短いというところがありますので、修正の方は委員長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。また、事務局と最終的に相談をさせていただいて、一任とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に2. 議題（2）こども・若者からの意見聴取の指針（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】《 議題（2） 説明 》

【委員長】ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この「こども・若者からの意見聴取の指針について」ご質問・ご意見等お願いいたします。いかがでしょうか。

これは非常に大事な部分ですけれど、言うは易し。難しいんですよ。こどもが意見として、言葉で、ないし文字でどこまで出せるかは、年齢・発達段階によってかなり違ってきます。特に、乳幼児の意見はどうしていくのかとか、小学生でもそうですよね。また、その意見が出せる子と出せない子、いろんなこと思ったり、感じたりしているけれ

ど、それを伝えることというのはなかなか難しいというところで、意見表明等支援員さんというのも徐々に今各地で生まれてきているとは思いますが、この辺りというのは、いわゆるアドボカシーの点というのは、ちょっとやはり反映されてないかなという気がするのですが、いかがですか。

【事務局】意見聴取のポイントのところに書かせていただいた、『声を上げにくい子ども・若者から意見を聴く工夫や配慮事項の検討』、対象となるお子さんが、声を上げるのが非常に難しいようでしたら支援する立場の方を通じて意見を聴取するというのも手法かと思いますし、本人から必ず聞くだけではない、いろいろな手法を都度事例に応じて考えていかないといけないのかなと思っています。ここでは事例として挙げられていないですが、例えば乳幼児などは対象となっているお子さんがいる保育園の保育者に現場での状況を聞くとか、そういった工夫をしていく必要があるのかなとは思っております。

【委員長】たぶん、聞く工夫だけでは聴取できないです。だからこそ、今の国の意見表明等支援事業というのが始まっていて、特に社会的養護の部分から始まってはいるのですが、いわゆる子どもの意見を聴取する専門性というものが求められます。そのためには、子どもの声なき声をどう酌み取っていくのかという、この辺りの必要性というのがやはり問われるので。特に、小さなお子さんではそうですよね。障がいを持ったお子さんもそうだし。だからこれ、そんな簡単なことではないと思いますけれどもね。皆さんいかがでしょうか。それに限らずご意見をいただければと思います。ではどうぞお願いします。

【委員】私は、子どもアドボカシー養成講座というのを受けたことがありまして、すごく気になっているテーマなのですが、子どもの意見表明権の保障というのは、意見を形成の支援と、意見表明の支援と両方がないと成り立たないというふうに言われていて、「聞けば答えてくれるということではない」とさっきおっしゃったのがその通りで、「悩みがあるか」と聞いて「ない」って答えた子が本当には限らない。その聞き方によって「ない」と言わせているような聞き方もあったりするので、本当に細部まで気にして、端から端までちゃんと大人が何かこう気にしてやっとな質問したことへ答えてくれるみたいなことになっていて。私がいつも気になっているのは、意見がその場でポンと言える子というのはどういう子かということ、日頃から意見を聞かれている子と、日頃から大人に対して信頼感を持っている子じゃないと、なかなか聞いて答えてくれな

ここに意見聴取のポイントというのが書いてありますが、それは表明の支援にもなっているかどうか疑問ですけど、やはり意見形成するための支援ということにも力を入れて考えていかないと、いくら聞いても出てこない。「ない」と言ったことが「ない」という意見のまま行政の参考にされるということは、ちょっと逆に危ないことになるなという気はするので、意見聴取をするのでしたら、ちゃんとこどもの意見が本当に思っていることをこどもが言ってくれるような状況にして聞かないと、ねじ曲がって、どんどんややこしいことになっていってしまうという恐れが私はずっとあって。

本当に総合的に考えないといけない話じゃないかなと思っております。

【委員長】ありがとうございます。

やはり、専門性が求められる取組ですよ、これは。だから、例えば、行政が意見を聞きます。聴取すれば意見を聞いたことになるかって言ったら、実際はそうはならないよということだと思いますので、その辺のご指摘だったと思います。

【委員】障がいに関する施策は、基本的に障がい児とか障がい者の意見ではなくて、障がいを持ったお子さんの親御さんの意見ですと作られてきたというのが、日本の歴史です。障がい児や障がい者の親御さんは、お子さんの、我が子の気持ちを代弁する、アドボカシーをするつもりで、間違いなく意見はおっしゃっているのですけれども、ただそれが本当にそのお子さんの気持ちや真意なのかというと、実はそうでもない。親は良かれと思っているけれども、こどものしたいこと・やりたいことは実は違う、ということとは、障がい児の場合も往々にして日常的にあり得るのです。結局、これまで日進に限らずで、日本は全部どこでもそうだったのですが、結局親御さんの思うような制度・施策で日本の障がい児福祉は進んできたという、こういうこども全体の意見を聞こうという、ちょうどよい流れになっているので、ぜひ障がい者・障がい児の施策を立案する時にも、安易に親御さんのアドボカシーに頼るのではなく、徹底的に本人に寄り添った、時間をかけてもいいので、そういう方向性でやはり行政の方も見ていただけるとありがたいというのが、僕は40年近くこの仕事をやってきていますけれど、もう僕も障がい児のアドバイスしかできていないと思いますけれど、長年やってきて一番それを強く感じるという、そういう思いです。

【委員長】ありがとうございます。

やはり非常に難しいことだということですよ。

今のご指摘もその通りですし、それから場合によっては、大人の誘導に繋がる可能性も十分ありますよね。これまでのこどもの意見を聞くということも、今、国が言い始め

ていますけれど、大体国が指針として示してきたとか、少子化対策自体見たらわかると思いますけれど、全くほとんどうまくいっていないわけですから。加速度ついて少子化が進んでいるわけですし。こどもの虐待も増えて、自死するこどもも史上最多になって、いじめや不登校も増えてきている現状で、もう根本的にやはり考え方を転換しないとうまくいかないですよ。やはりそこも結局、大人がやってきたことって、ほとんどこの日本の今のこどもに関する政策・施策って上手くいっていないですよ。私たちは、そこをやはり自覚しないと駄目だと思います。この、こどもの意見を聴取するって、非常に1つの重要なポイントだと思います。やはり、「本当にこどもはどう思っているの」というところですよ。だからそのところを、どう汲み取って施策に反映していくのかということがやはり問われると思うので、これは大事にしたい部分かなと思いますが、いかがでしょうか。

これは今、今日出された指針についてというのを検討して、今日この場で決めるというわけではないですよ。

【事務局】今日、指針として確認していただけたら、今回決めさせていただきたいと事務局としては考えています。

【委員長】もう少し検討が必要じゃないですか。いかがですか。

【副委員長】今のお話にあった、意見聴取する専門性の担保をどうするかという項目がやはり上がってくる必要があるのかな、という気はします。

私の大学の同僚の臨床心理の先生が、裁判の中でこどもの意見を聞く、寄り添いながら聞く、傷つき体験もある中で聞くということをもっと研究しながらやっておられるので、たぶんこの項目を聴けばいいという形ではなくて、専門性というものがとても求められるだろうなということをおもうので、それを具体的にどういうふうに決めていくとか、さっき言われた意見形成の支援をどうするかというところを、例えば「こういう専門家に意見を聞きながらやります」みたいなものまでが出てこない、もしかするとちょっと難しいのかな、という気がします。

【委員】本当に、こどもの意見を聞くのは難しいなと私たちもすごく思いながら、事業を進めているところですが、この意見聴取をする目的が今一つ明確ではないかなというふうには思います。この目的のための意見を聞くときには、こういうふうにした方がよりこどもの意見に寄り添えるのではないかな、というのが出てくるようにも思うし、さっき副委員長が言われたように、専門家の方にご指導いただかないとこどもの意見が聞けない、丁寧に寄り添えないということであれば、そういう目的のために専門家

の意見を聞かなければならないかなとも思うので、これ、すごく意見聴取ということでバーンと出てしまうから、本当に、例えばとても簡単かもしれないと思うような「公園の遊具はどれにしますか、どっちがいいですか」というようなことを聞く時と、「あなたの相談先はどこにしましょうね」という質問を、意見を聞くというのではだいぶ違うと思います。そうすると、『意見聴取について』というA4、2ページにまとめてしまうのは、何かとても難しいのかなというふうに思ったりして。もう少し子どもの意見を丁寧に聞くという言いかたの方が、子どもの意見を尊重しているということになるのではないかなというふうに思います。

【委員長】ありがとうございます。

もう少し皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、ただちょっと今日、時間が限られている中で、これは継続してもう少し検討していくべきかなとも思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】最初の意見聴取の頭のところに書かせていただいているように、こども家庭庁からこのガイドラインというのが実際示されていますので、来年度に施策を立ち上げる部署に示していくための指針として、今回皆様にお示ししてご承認をいただきたいと考えているところでございます。

【委員長】そうすると、これは日進市の役所の中で政策、他のいろいろな都市づくりだとかいろいろな部署にこどもの意見を取り入れるようにという、そのためのガイドラインという言い換えでよろしいですか。

【事務局】はい、そうです。

【委員長】そういう目的だと、確かに急がないといけないですけど、ただやはりこの中身についてはまだ検討の余地があると思います。ですから、「こういう指針案みたいな形で今検討を進めています」という形での取り扱いではいかがでしょうか。

【事務局】委員長がおっしゃるとおり指針案ということ、まだ改定途中ではあるけれど一旦は、指針ということで示させていただければと思います。

また、今後の概念等委員会でお諮りさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【委員長】よろしいでしょうか、皆さん。

【委員】子育て支援課さんがこの指針を出して、それを他部署の方に見てもらって、他部署の方がこどもに意見を聞くときにはこれを指針にしてくださいね、という書類だということですが、その他部署でこどもの意見を聞く時にこういう手法をとりましょうとい

うことが、それが適切かどうかということは誰が責任を持って見てくれるのか、ということがやはり気になっていて。

これだけ渡すと、指針、手法の選定をすればいいことになってしまっているの心配ということかなと思うので。それに、誰が責任を持って良い・悪いを決めてくれるのかということが心配です。それが部署の中で決めるのであれば、これがあまり意味を持たないというか、選定すればいいことになってしまうので、「はいこの人に決めました」と言えればいいということになってしまうのではないかなと。

【委員長】結局、例えばある部署が何かの施策に取り組みたい時に、その意向に沿った形のこどもを、要するに意見として採用することができてしまうのではないか、そういう話ですよ。要するに、大人の意向に沿った形の意見を、さっき言ったアライバイ作りのために利用されかねないという、こういう危惧ですよ。

【委員】そういうこともありますし、一生懸命制度に沿って選定したとしても、それが正しいかどうかは専門家でないとわからないのではないか、という心配もある。両方あります。

【委員長】だから、こどもの意見を聴取するにしても、気を付けてもらう。その取り扱いも含めて、いろいろな部署の方に理解してもらう必要があるということですよ。その聴取方法や、その取り扱い、対象の選定からすべて、慎重に考えてもらう必要があるのではないか。

【事務局】意見聴取の実際の選び方、手法については、それぞれ施策を立てる部署で最後まで責任を持ってやっていただかなくてはいけないと考えております。ガイドラインを見て、慎重に扱うようにとこちらの方から示していく必要があると思っております。まずは、すぐに取り組んでもらうことが市としては大事なのかなと。聴取をすることに取り組まずに子どもに関係する事業を進めてしまうのもまた良くないので、それをまず「聴取をしてください」ということで進捗管理はしていきたいと事務局としては考えているところであります。

【委員長】いずれにしても、健康子ども部子育て支援課がこどもの意見聴取についての取りまとめというか、元になるわけですよ。だから、その方法等については皆さんにご相談いただいて、各部署だけで勝手に進めていただくよりは、子育て支援課がこの意見の取り扱いについては責任を持つみたいなところがあってもいいのではないかということですかね。他に責任持ってもらおうということはないですよ、市役所の方で。

【事務局】ガイドラインに沿って、こちらとしては取り組めるようにアドバイスはしていると考えております。

今後これからスタートしてやっていくわけですので、担当課と子育て支援課と一緒に考えて、こどもの意見聴取をどのように進めていくか、今の段階でどこが責任を持つとかというのはまだ本当にスタートしていないですので、今の段階では明確にその答えというのは難しいのかなと思っております。

【委員長】はい。まず始めていきましょう、ということだと思いますけれども。

ただ、今日ここでこの資料が出て、議事を今議論したということは、今後も引き続き、意見聴取に関しては委員会の中で検討していけると思っていますので、そこで少しその専門性をどのように担保していくのかみたいなところをこのガイドラインに反映できるようにしていくしかないですよ。そんな形で、とりあえず、子育て支援課の方で各部署の相談に乗っていただきながら、現状もまたこちらに出していただきつつ、次回以降の議論でまた検討していくと、案をさらに煮詰めていくという形でいかがですか。では、そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

この議題2につきましては、そういう形にさせていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございました。そうしましたら、今後、修正についてはこの委員会の方でまた案を審議していくということにさせていただきます。

次に議題（3）第二期日進市子ども・子育て支援事業計画の推進について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】《 議題（3） 説明 》

【委員長】ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、何かご質問・ご意見等がございましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご意見もありませんので、以上で議題はすべて終了となります。

次に、3「その他」ですけれども、事務局いかがでしょうか。

【事務局】特にございません。

【委員長】ありがとうございました。

無いようですので、進行を事務局にお返しします。

【事務局】議事に対しまして、貴重なご意見、様々な意見をいただきまして、ありがとうございます。修正するところは修正させていただきまして、また委員長の方と相談をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第4回日進市子ども施策推進委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。また来年度も引き続きよろしくお願いいたします。

（閉会） 午後3時43分 閉会